

図1 失神の既往例等に対する交通局の対応
循環器病の診断と治療に関するガイドライン (2006-2007年度合同研究班報告) ペースメーカー、ICD、CRTを受けた患者の社会復帰・就学・就労に関するガイドライン。http://www.j-circ.or.jp/guideline/pdf/JCS2008_okunura_h.pdf (2013年1月8日閲覧)

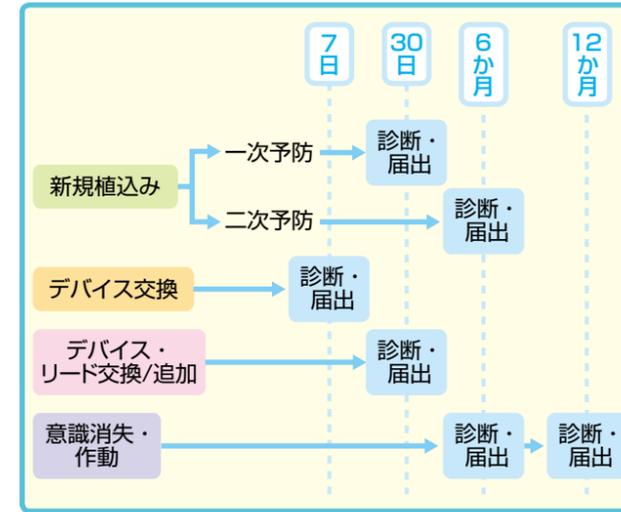


図2 ICD新規・交換・作動後の届出

もICDも植込まれていない例は、運転に支障をきたすおそれがない場合にのみ免許を与えるという「自動車運転原則禁止」に相当します。そのため、ICD植込みの時点で、自動車の運転が法的にも不可であることを患者に十分に説明し、カルテに記載する必要があります。そのうえで、「運転に支障をきたすおそれがない場合運転免許を与える」に相当すると考えるに至った場合は、医師により「運転を控えるべきとはいえない」旨の診断書を発行します。ただし、最終的に運転の可否を判断するのは公安委員会と警察当局となります。

免許の取得時や更新時、患者は警察署や免許センターで手続きを行います。その際患者は、質問事項に答える形でペースメーカー・ICD植込みの有無、あるいは医師からの運転を控えるようにとの助言の有無

を自己申告します。これらの事実を隠して免許を取得したり更新したりした場合、不正な手段によって免許を取得・維持したとの罪に問われることとなります。

自動車運転の今後の展望

近年、一次予防としてのICD植込み患者が増加しています。これに伴い、一次予防患者の自動車運転の可否が新たな課題となっており、2007年、AHAとHeart Rhythm Societyは、1996年のステートメントの補遺を発表しました。この補遺では、一次予防としてICDが植込まれた患者においてICD作動が著しく低率であることを指摘し、これらの例の自動車運転は植込み後1週間を経過した時点で許可してよいとの見解を示しています。同様に日本でも、2010年度のガイドライン改訂(図2)により、一次予防のICD植込み患者では30日の運転制限に軽減され、またデバイス本体のみの交換でICD作動がない場合では7日間の制限に軽減されました。

ガイドラインの注目ポイント1

デバイス患者の自動車運転免許取得と更新は、医師により「運転を控えるべきとはいえない」旨の診断書を発行後、公安委員会と警察が最終的に運転の可否を判断します。

電磁干渉 (EMI) に関する注意事項について

デバイス植込み患者が、植込み後の日常生活で電磁干渉のトラブルを受けないためにも、以下の項目について、患者に十分に指導を行うことが大切です。また、これらの注意事項をきちんと理解することにより、無意味な活動制限を患者自身の判断で行うことがなくなるため、QOLの低下を防ぐと考えられ、個別性に応じた丁寧な指導が要求されます。

携帯電話

ペースメーカーなどの植込み部位から携帯電話まで22cm以上離します。ペースメーカー協議会による『ペースメーカー利用者に対する携帯電話使用に関する指針』を表1に示します。